

特定非営利活動法人つれもてネット南紀熊野 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つれもてネット南紀熊野という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県田辺市新庄町1442番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対してITリテラシーの向上を支援する事業並びに、都市と農山漁村の「ひと・もの・情報」の行き来を活発にし、都市の住民に農山漁村での「ゆとり」と「やすらぎ」を提供する活動を行い、IT技術を活用した住みよい地域作りと、コミュニティビジネスの創出に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 地域住民の「ITリテラシ」を向上させるための学習の場を提供する事業
- (2) 地域行政と協働して地域団体の諸活動をIT分野から支援する事業
- (3) 「コミュニティビジネス」の創出を支援する事業
- (4) 遠隔地域の団体との広域交流を進め、地域産業の活性化を支援する事業
- (5) その他、目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同して入会した個人とする
- (2) 賛助会員 この法人の事業活動を支援するため入会した個人又は団体とする

る

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2、 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。
- 3、 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4、 代表理事は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 団体の解散又は個人の死亡
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払いの意思がないと認定したもの
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める内規による所定の書式を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、

理事会の決議にもとづき除名することができる。

- (1) この定款又は規則に違反したとき
- (2) この法人の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき
- (3) この法人の目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

第4章 役員

(役員)

第13条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

2、理事のうち1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(役員を選任)

第14条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

- 2、監事は、理事又はこの法人の職員を兼任することはできない。
- 3、代表理事及び副代表理事は理事の互選とする。
- 4、役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が事故のとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

- 2、理事は、理事会の構成員として、法令、定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときは、いつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前3号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 前1、2号について、理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること

(任期等)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2、前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3、 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4、 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき

(3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2、 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3、 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(職員)

第21条 この法人は、理事会の決議により、職員を置くことができる。

2、 職員は、代表理事が任免する。

(顧問)

第22条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。

2、 顧問は、代表理事の諮問に応じて助言をおこない、または理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

3、 顧問に関する必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第5章 総会

(総会の構成)

第23条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

2、 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告及び収支決算の承認

(4) 役員の選任及び解任

(5) その他、理事会において運営上重要であると認め付議された事項

(総会の開催)

第25条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2、臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の6分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事から招集があったとき

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2、代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3、総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、この定款や他に定めのない限り正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と

する。

2、総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2、やむをえない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任できる。

3、前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第45条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4、総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間保管する。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、代表理事が必要と認めるとき招集する。

- 2、理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった時、代表理事は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3、代表理事が理事会を招集する時は、会議に付議すべき事項並びに日時、場所及び目的を示して、開催日の5日前までに、理事及び監事に対し文書でもって通知しなければならない。
- 4、監事はその業務上必要あるときは、第16条第5号の規定による理事会の招集を請求できる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事が事故のとき又は代表理事が欠けたときは、理事の互選により議長を定める。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項

とする。

2、理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2、やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3、前項の規定により表決した理事は、第38条第1項2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4、理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記する)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間保管する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 寄付金及び助成金

(2) 入会金及び会費収入

(3) 資産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事会の承認を経て、代表理事が管理する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(収支予算及び決算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会で決定する。ただし、事業年度開始までに収支予算が決定されないときは、前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

2、収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

3、会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の承認を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の多数に

よる議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2、前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3、第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、解散時の総会において定めるものに譲渡するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1、この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2、この法人の設立当初の役員並びにその役職は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

代表理事	千品 雅彦
副代表理事	中本 誠
理事	柏崎 幸雄
理事	矢本 倫子
理事	近間 慎一
理事	佐々木 竜弥
理事	堀池 喜一郎
理事	千品 三栄
監事	山地 理平
監事	佐藤 寛

- 3、この法人の設立当初の役員任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成17年6月30日までとする。
- 4、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5、この法人の設立初年度の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6、この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費：正会員 6,000円、 賛助会員 1口 10,000円（個人及び団体）
入会金：なし（正会員及び賛助会員）